

# 障害福祉従事者慰労金の給付申請

**障害福祉サービス等報酬の支払いを、岐阜県国民健康保険団体連合会の電子請求受付システムを利用して請求している施設・事業所向け**

## 1 施設・事業所で対象者の整理をお願いします。

- 障害福祉施設・事業所等で雇用・勤務されている方は、勤務先である施設・事業所ごとに岐阜県国民健康保険団体連合会へ申請します。申請書は、岐阜県ホームページ等でダウンロードできます。
- 施設・事業所の管理者は、給付要件に該当する慰労金の対象者と金額の確認をお願いします。
  - ※ 対象者の勤務実態等をしっかりと確認してください。
  - ※ 対象期間中に複数の施設・事業所で勤務していて、通算して給付要件に該当する場合も対象となります。この場合、当該施設・事業所以外の勤務証明は対象者本人にご用意いただきます。
  - ※ 対象期間中に複数の施設・事業所で勤務していて、それぞれの勤務先で要件に該当する場合でも、1人に給付できるのは1回限り（感染者が発生等していない施設等での勤務者の場合は、最大5万円まで）です。
  - ※ 退職者については、原則として最後に所属していた施設・事業所での申請となりますので、可能な限り対象者に含んでください。

## 2 施設・事業所の情報を法人単位でとりまとめをお願いします。

- 対象者を整理把握したら、所定の様式に従って申請書を作成してください。
  - ※ 必ず対象者本人から代理受領委任状を受け取ってください。
- 施設・事業所の申請書類を法人本部に提出してください。
- 法人本部では、岐阜県内に所在する施設・事業所について、申請書類をとりまとめてください。

## 3 交付申請をお願いします。

- とりまとめた申請書類を岐阜県国民健康保険団体連合会の電子請求受付システムにアップロードしてください。
- 申請内容に問題がなければ、県が交付額を決定し、通知します。
- 入金は、障害福祉サービス等報酬の振込用に登録されている口座に行われます。
  - ※ 入金まで時間がかかる場合があります。

## 4 対象者に慰労金の給付をお願いします。

- 各施設・事業所に入金後、対象者に給付してください。なお、各施設・事業所の判断で、県からの通知を受領後、入金を待たずに対象者に給付することも可能です。
- 慰労金は非課税として扱われます。源泉徴収しないようご注意ください。

## 5 精算のために証拠書類の保管をお願いします。

- 精算のため、申請・給付に関する証拠書類を大切に保管してください。
  - ※ 誤給付などが判明した場合、慰労金の返還を求める場合があります。